

岐阜県運営適正化委員会
福祉サービス利用援助事業に関する運営監視実施要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、岐阜県運営適正化委員会規程第10条に定める運営監視合議体（以下「合議体」という。）の職務等に関することを定め、福祉サービス利用援助事業（以下「事業」という。）の透明性、公正性を確保することを目的とする。

（業務内容）

第2条 合議体は、事業に関し次に掲げる監視及び苦情の解決を行い、実施主体（岐阜県社会福祉協議会から委託を受けて実施する者を含む。以下同じ。）に対し、助言、調査又は勧告を行う。

- (1) 事業全般の運営監視
- (2) 事業に関する苦情の解決

（事業の監視）

第3条 合議体の委員長（以下「委員長」という。）は、実施主体から次項に係る項目について資料の提出を求め、会議において報告を受けるものとし、当該事業の利用者に対して適切なサービスが提供されているかを定期的に確認する。

2 実施主体からの報告は、次の事項とする。

- (1) 契約審査会の実施状況（様式1、様式2）
- (2) 書類等預かりサービスの実施状況（様式3）
- (3) 年間の事業実績及び決算
- (4) その他必要と認める事項

3 合議体の会議の開催は、原則2か月に1回以上開催するものとする。ただし、案件により開催の必要のない場合はこの限りではない。会議には、実施主体から管理者、担当者（専門員）等の同席を求めるものとする。

（助 言）

第4条 合議体は、第3条の監視により事業が適切に実施されているかの把握を行う。この結果により実施主体に対し、より質の高いサービスの提供と事業の円滑な運営に資する観点から助言を行う。

（調査、勧告）

第5条 合議体は、事業の実施状況の報告を受け、その内容に疑義を生じた場合は、必要に応じて委員長の指名した委員並びに事務局職員による現地調査を行うことができる。

2 委員長は、調査結果を合議体に諮り、改善が必要と思われる場合は、実施主体に対し勧告を行う。

(勧告に対する報告)

第6条 実施主体にあっては、事業に関し勧告を受けた場合は、その改善結果を合議体に報告するものとする。

(苦情の解決)

第7条 事業に係る苦情の申出があった場合は、合議体が苦情解決に当たるものとする。ただし、案件の内容によっては、合議体に代わり苦情解決合議体が当たることができる。

2 苦情解決の手続き等は、「岐阜県運営適正化委員会福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱」により行う。

(公表)

第8条 実施状況を把握するために用いる資料等は、個人のプライバシーに関わるものを含むことから、運営適正化委員会及び合議体の資料は非公開とする。

2 合議体の公平性、客観性を示すために、個人のプライバシーを侵害するおそれのない範囲で、検討を行った総数等を統計的なデータとして公表する。

附 則

この要綱は、平成14年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月17日から施行し、平成16年4月1日より適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。